

毒物劇物取締法の最近の状況と 日塗工の対応について

2019年(令和元年)12月13日(金) 東京塗料会館
2019年(令和元年)12月20日(金) エル・おおさか 南ホール



一般社団法人 日本塗料工業会
常務理事 須貝 英生

Contents

1. 毒物劇物取締法を取り上げた理由
2. SDSの中の毒物劇物取締法
3. 毒物劇物取締法の概要
4. 毒物劇物の判定基準
5. 毒物劇物指定までの流れ
6. 毒物劇物に関する問題点整理
7. 毒物劇物指定に対する日塗工の対応
8. まとめ

1. 毒物劇物取締法を取り上げた理由

現状についての認識

- ・ 近年、毒物又は劇物に新たに指定される物質数は増加しており、塗料の原材料に含まれる物質が指定されるケースも増えている。
- ・ 毒物や劇物に指定された後、施行されるまでの期間が短いこともあり、「突然、指定・施行された」との感を持つ塗料業界関係者も多いのではないかと？
- ・ 塗料メーカーの中でも、化学物質管理関係の状況について詳しいのは一部の専門部署のみではないかと？
⇔ (判り易い解説などが存在しない?)

本報告の目的

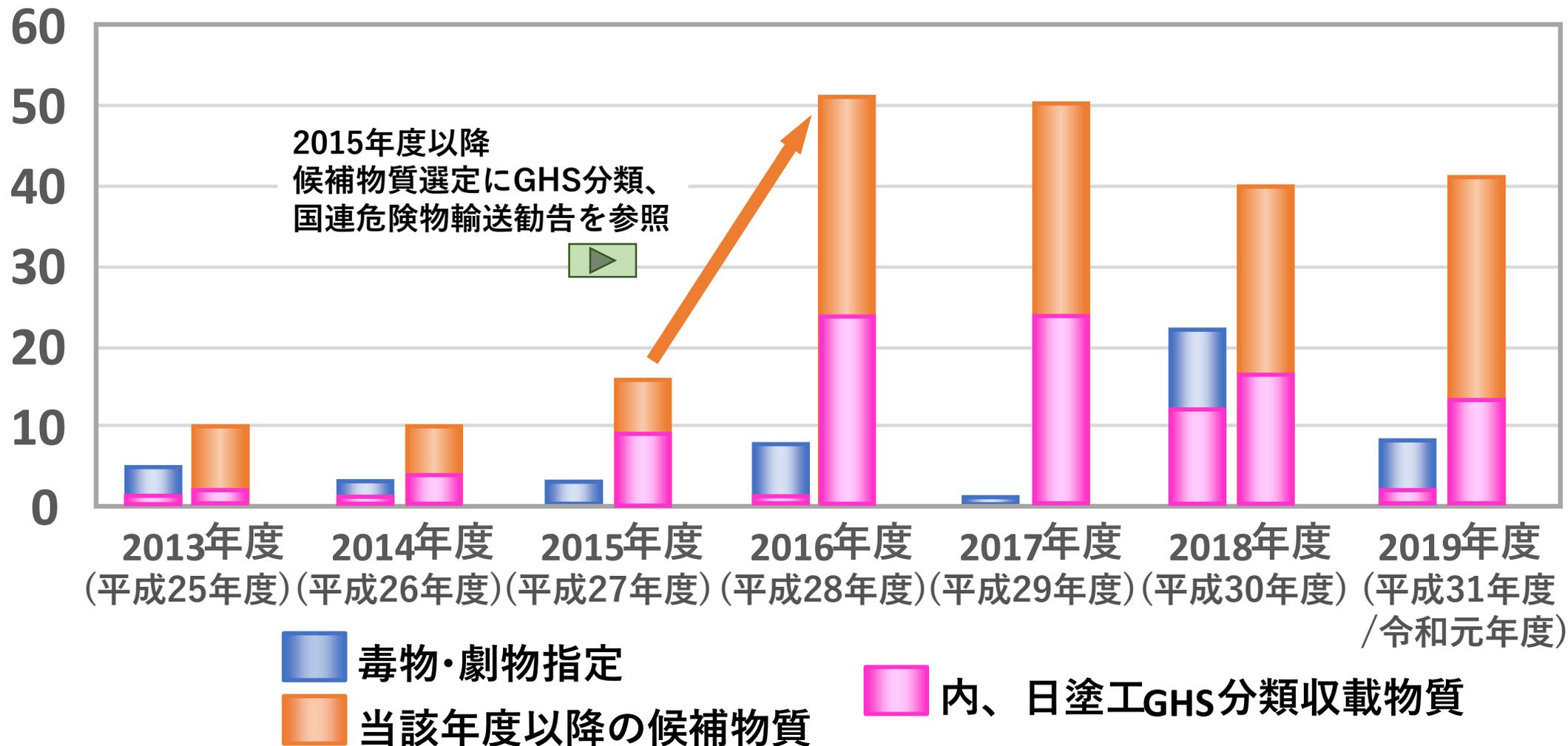
1. 近年、塗料業界にも影響が大きい「毒物劇物取締法」の概要
2. 毒物や劇物の指定に至る現状の仕組み

について、塗料メーカーの専門部署以外の方にも理解し易い解説を目指し、その上で、

- * 必要なアクションをどの段階で起こすべきか
- * 業界団体(日塗工)として担っていくべき役割認識と、
実際の活動

などについて解説する。

毒物・劇物指定数と候補物質数の推移



毒物劇物の候補物質数は2016年度以降増加しており、2018年度以降は指定物質数も多く、塗料への影響が大きくなっている。

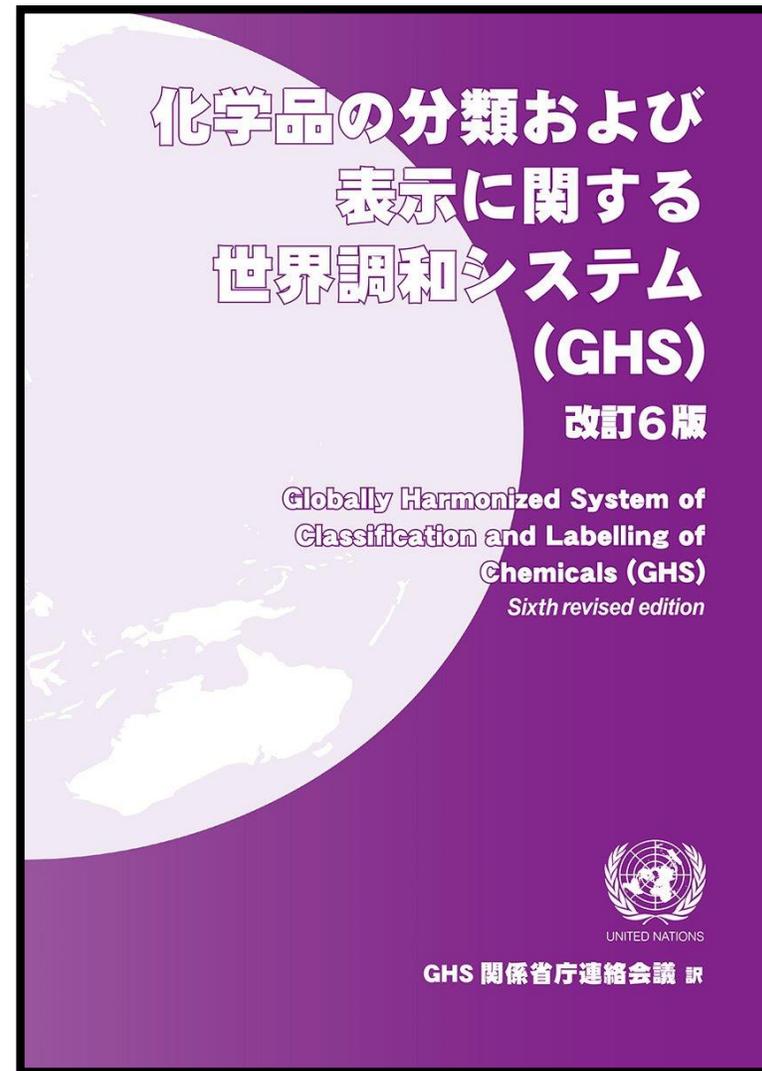
GHS分類

(通称：パープルブック)

- 第3部 健康に対する有害性
 - 3.1 急性毒性
 - 3.2 皮膚腐食性/刺激性
 - 3.3 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
 - 3.4 呼吸器感作性または皮膚感作性
 - 3.5 生殖細胞変異原性
 - 3.6 発がん性
 - 3.7 生殖毒性
 - 3.8 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
 - 3.9 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)
 - 3.10 吸引性呼吸器有害性
- 第4部 環境に対する有害性
 - 4.1 水生環境有害性
 - 4.2 オゾン層への有害性

日本における分類結果は下記の(独)製品評価技術基盤機構のHPに示されている

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/all_fy.html



日本ではJIS Z 7252の2019年改訂により改訂6版を採用

危険物輸送に関する国連勧告

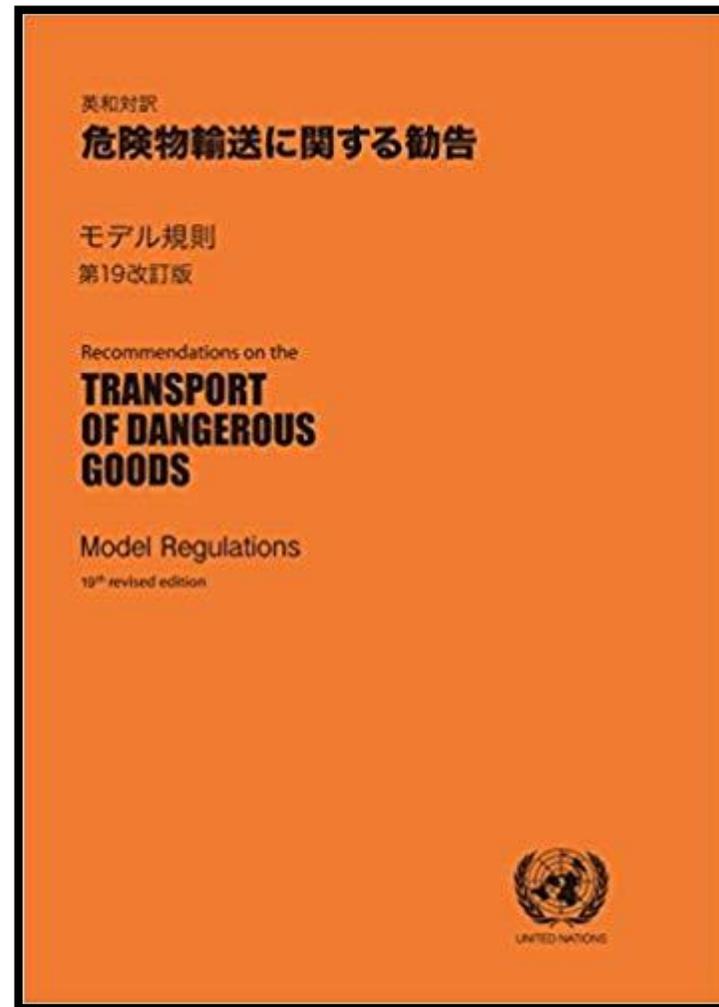
(通称：オレンジブック)

国連勧告による危険物は以下のように分類される

日本の消防法危険物の分類とは異なる

- クラス1：火薬類
- クラス2：ガス[2.1 引火性ガス、2.2 非引火性・非毒性ガス、
2.3 毒性ガス]
- クラス3：引火性液体
- クラス4：可燃性物質[4.1 可燃性固体・自己反応性物質、
4.2 自然発火性物質、4.3 水反応性物質]
- クラス5：酸化性物質[5.1 酸化性物質、5.2 有機過酸化物]
- クラス6：毒物類[6.1 **毒物**、6.2 伝染性病原体等]
- クラス7：放射性物質
- クラス8：**腐食性物質**
- クラス9：その他の有害性物質[リチウム電池類、海洋汚染物質]

赤字が毒物劇物の候補対象となり得る



2. SDSの中の毒物劇物取締法

SDS（Safety Data Sheet）：安全データシート

化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法に関する情報等を、供給者から受け取り側の事業者へ伝達するもの。
日本国内の記載項目はJIS*に規定されている。

* JIS Z 7253

「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」

SDSの作成・提供を義務付けている国内法律

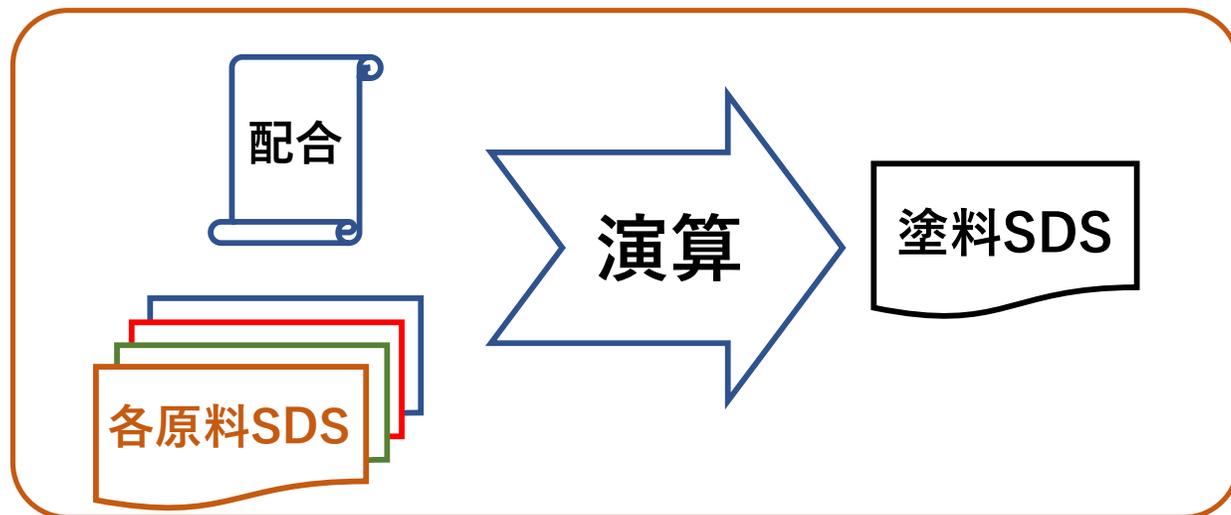
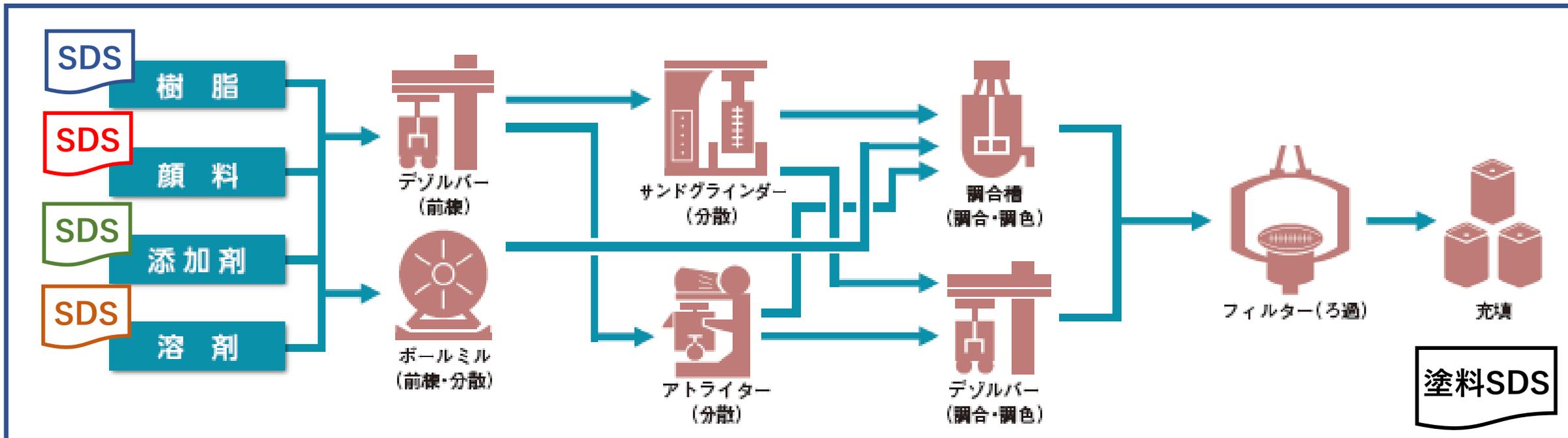
労働安全衛生法
(安衛法)

特定化学物質の環境
への排出量の把握等
及び管理の改善の
促進に関する法律
(化管法)

毒物及び劇物取締法
(毒劇法)

注) 「化審法」はSDSとは直接関係しない。

塗料製造と混合物としてのSDS計算



塗料は多く原料の混合物であり、塗料SDSの作成にはサプライチェーン上流からの物質情報が必要

3. 毒物劇物取締法の概要

毒物及び劇物取締法について

- 毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。
- 具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売又は授与（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っています。

- 毒物及び劇物取締法 Q & A

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situmon/qa.pdf>

- 毒物及び劇物指定物質一覧

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/teigi.html>

急性毒性

- ・ 経口毒性
- ・ 経皮毒性
- ・ 吸入毒性(ガス、蒸気、粉塵・ミスト)

刺激性

- ・ 皮膚腐食性
- ・ 眼刺激性

参考：各法の目的と有害性

安衛法(労働安全衛生法)

- ・ 職場における労働者の安全と健康の確保
- ・ 快適な職場環境の形成を促進

化管法(化学物質排出把握管理促進法)

- ・ 事業者による化学物質の自主的管理
- ・ 環境保全上の支障を未然防止

発がん性

生殖毒性

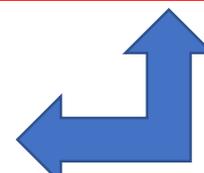
神経毒性

ヒト蓄積性

発がん性

変異原性

生殖毒性



判断する有害性が異なる。

毒物及び劇物指定物質一覧

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/teigi.html>

- 毒劇法における毒物・劇物は、以下に記載されている
 - 毒物：毒劇法別表 1、毒物及び劇物指定令 第 1 条に記載されている物質
 - 劇物：毒劇法別表 2、毒物及び劇物指定令 第 2 条に記載されている物質

- 毒劇法別表や指定令には、毒物・劇物は以下のように記載されている

1. 物質名のみ記載されている場合

例) キシレン

→ 化学的純品（毒劇法では「**原体**」と呼ぶ。いわゆる100%の物質）のみ対象となる。

例えば、キシレン50%を含有する製剤は毒劇法の対象外。

2. 「○○を含有する製剤」と記載されている場合

例) ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する**製剤**

→ ヘキサメチレンジイソシアナートがどのような濃度であっても、毒劇法の対象となる。

ただし、**不純物**（意図的に添加していないもの）は**除く**。

不純物とは

3. 「○○を含有する製剤。ただし、△%以下を含有するものを除く」と記載されている場合

例) メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸25%以下を含有するものを除く。 **除外申請とは**

→ 25%以下のメタクリル酸含有の製剤は、対象外となる。（除外項目の申請を「**除外申請**」と呼ぶ。）

4. 物質名の後ろに、「ただし、次に掲げるものを除く」と記載されている場合

例) バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ バリウム=4- (5-クロロ-4-メチル-2-スルホナトフェニルアゾ) -3-ヒドロキシ-2-ナフトアート

ロ 硫酸バリウム

→ イ～ロに掲げている除外品目に該当すれば、対象外となる。



毒物劇物取締法における「不純物」

「毒物及び劇物取締法Q & A」より

問2 - 5 毒物及び劇物取締法における「不純物」とは何ですか？



(答)

「不純物」とは、当該原体又は製剤の設計上不要なものであり、**目的とする成分以外の未反応原料、副生成物等を指します。**

意図せず含まれる副生成物等は不純物に該当する場合がありますが、判断がつかない場合は、厚生労働省又は営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせください。

不純物の例：前工程の反応残渣、尿素樹脂に含まれる未反応のホルムアルデヒド 等

問2 - 13 不純物として毒物又は劇物を含有しているものがあるのですが、毒物又は劇物とみなされますか？

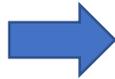
(答)

毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が**製造過程等に由来する不純物として存在する場合は、毒物又は劇物の対象物とはみなしません。**

該当性について判断がつかない場合は、厚生労働省又は営業所等の所在する都道府県等自治体までお問い合わせください。

毒物劇物取締法における「除外申請」

「〇〇を含有する製剤。ただし、△%以下を含有するものを除く」

品名項目に ＝部分を付加する為に行う申請  除外申請と呼ぶ。

「毒物及び劇物取締法Q & A」より

問10-1 毒物又は劇物の指定や除外は、どうやって決まっているのですか？

(答)

毒物又は劇物の指定にあたっては、国際動向等を踏まえて選定した候補物質を対象に、国が有害性情報の収集・評価を実施します。一方、除外については、原則として事業者が、急性毒性等の毒性評価結果等を除外申請の資料として国に提出していただきます。これら評価結果等について薬事・食品衛生審議会の専門家による審議を経て、毒物及び劇物指定令が改正され、毒物又は劇物の指定や除外が実施されることとなります。



毒物及び劇物取締法の規制の概要

毒物及び劇物取締法では、業態によって適用される規制が異なる。

◆ 毒物劇物の製造、輸入、販売又は授与を行う業態

主な対象：化学品の製造業者、輸入業者、販売店、小売店など

◆ 特定毒物を使用する業態

主な対象：試験研究機関、特定の農薬を使用する農業団体など

◆ めっき業者、金属熱処理業者、毒物劇物を大量に運送する業者、 しろあり防除業者など

◆ 製造、輸入、販売又は授与目的以外で、毒物劇物を業務上使用する業態

主な対象：試験研究機関、学校等教育機関、農家、運送業者、
その他化学品を扱う業務を行う業態

塗料の顧客サイドにも影響する

毒物及び劇物取締法の規制の概要

◇ 毒物劇物の製造、輸入、販売又は授与を行う業態

主な対象：化学品の製造業者、輸入業者、販売店、小売店など

* 製造業、輸入業、販売業の登録
(法第3条)

国または都道府県等による登録を受けなければ、毒物劇物を販売または授与の目的で製造、輸入、販売、貯蔵、運搬または陳列してはならない。

* 毒物劇物取扱責任者の設置義務
(法第7条)

取り扱う製造所、営業所、店舗ごとに毒物劇物取扱責任者を設置する義務あり。

* 毒物または劇物の取扱
(法第11条)

盗難・紛失・漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

* 毒物または劇物の容器、被包への表示義務 (法第12条)

容器、被包及び貯蔵・陳列場所に表示が必要

医薬用外毒物

医薬用外劇物

* SDSの交付義務
(施行令第40条の9)

SDSの提供

その他にも

* 毒物または劇物の譲渡手続、交付制限 (法第14条、第15条)

* 廃棄、運搬等についての技術上の基準 (法第15条の2、法第16条)

* 事故の際の措置 (法第16条の2) など

4. 毒物・劇物の判定基準

GHSによる急性毒性、刺激性分類と毒物・劇物判定

1) 急性毒性

ばく露経路	急性毒性値 (LD ₅₀ LC ₅₀)				
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
経口 (mg/kg)	≦ 5	≦ 50	≦ 300	≦ 2,000	≦ 5,000
経皮 (mg/kg)	≦ 50	≦ 200	≦ 1,000	≦ 2,000	≦ 5,000
吸入 (4hr) : ガス(ppm)	≦ 100	≦ 500	≦ 2,500	≦ 20,000	
吸入 (4hr) : 蒸気(mg/L)	≦ 0.5	≦ 2.0	≦ 10	≦ 20	
吸入(4hr) : 粉塵・ミスト(mg/L)	≦ 0.05	≦ 0.5	≦ 1.0	≦ 5	

LD50:半数致死量
Lethal Dose 50
1回の投与で1群の実験動物の50%を死亡させると予想される単回投与量。

LC50:半数致死濃度
Lethal Concentration 50
1群の環境中の生物あるいは実験動物の50%を死亡させると予想される濃度。

毒物相当

劇物相当

2) 刺激性

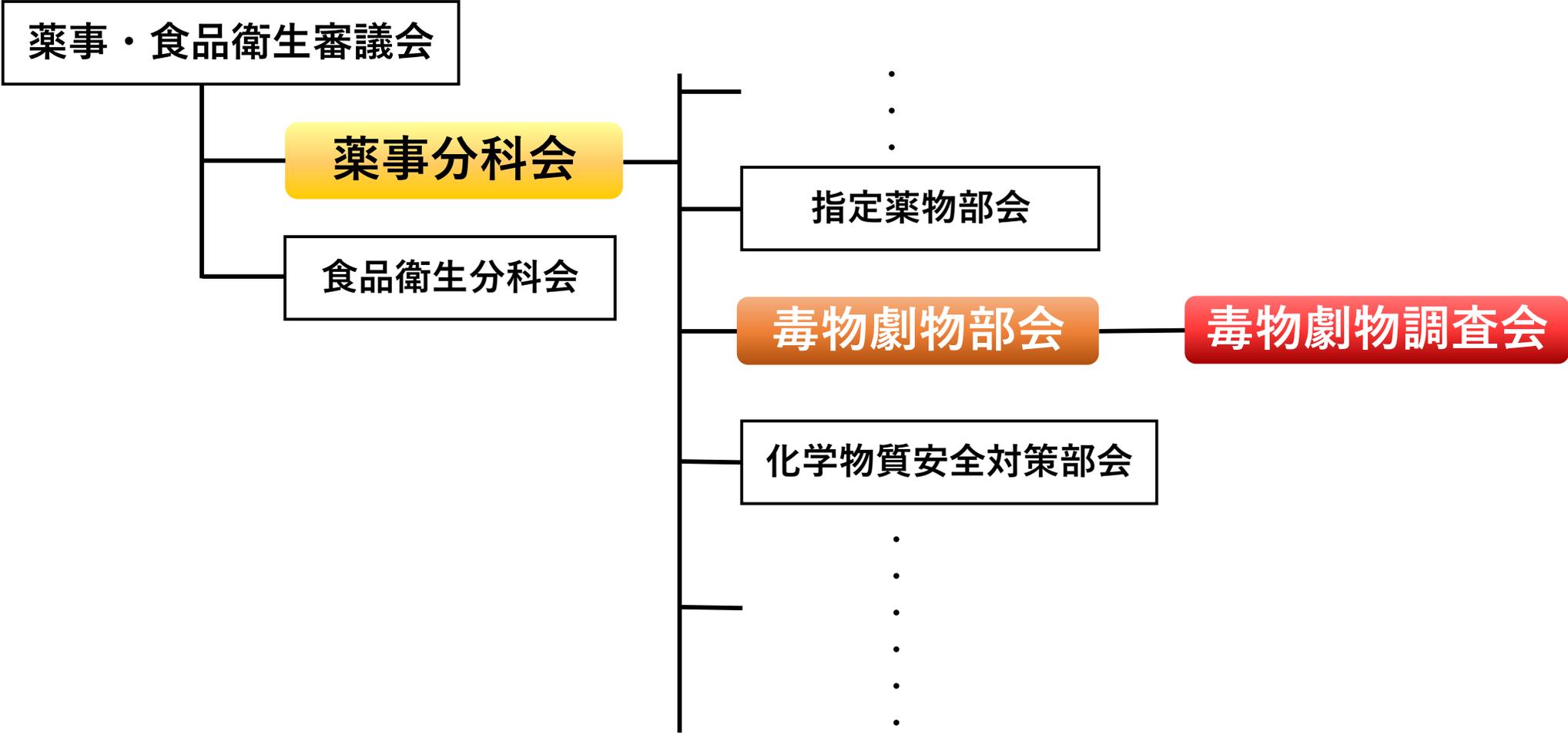
皮膚	区分 1	区分 2	区分 3
	腐食性(不可逆的損傷)	刺激性(可逆的損傷)	軽度刺激性(可逆的損傷)
眼	区分 1	区分 2 A	区分 2B
	重篤な損傷(不可逆的損傷)	刺激性(可逆的損傷、21日間で回復)	軽度刺激性(可逆的損傷、7日間で回復)

劇物相当

注)簡易試験法の設定あり

5. 毒物・劇物指定までの流れ

毒物劇物に関する審議会組織



毒物・劇物に指定までの大まかな流れ

毒物劇物部会

(前年度)2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)



毒物劇物調査会(審議)

年1~数回開催
非公開



毒物劇物部会(審議)

年1回開催・公開
2~3月



報告

薬事分科会

年5回程度開催・公開
毒物劇物部会報告は3月が多い



改正政省令(案)の提示及び意見募集(パブコメ)

4月



パブコメ期限：5月末~6月中旬

閣議決定後、公布(6月)・施行(7月)

注意：上記はあくまでも大まかな流れを示したものであり、過去には年2回の毒物・劇物指定の例がある。

毒物劇物部会

(前年度)2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

当日配布資料 1

平成31年度以降の毒物劇物候補物質について

以下の両条件に該当する物質について、下表のとおり示す。(ただし、毒物劇物部会において審議した物質は除いている)

1. GHS分類において、健康に対する有害性が区分1~3
2. 危険物輸送に関する国連動告において、毒物又は腐食性物質

これら物質は、平成31年度以降に毒物劇物の指定を検討するための候補物質であり、次回以降の毒物劇物部会において審議を予定している。なお、現時点における指定候補物質であり、今後の検討により追加、削除等があり得る。

No.	物質名	CAS No.
1	1-アミノプロパン-2-オール	78-96-6
2	3-アミノプロパン-1-オール	156-87-6
3	2-イソプロキシエタノール	4439-24-1
4	エチルシラントリイル=トリアセタート	17689-77-9
5	オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート	106-91-2
6	(9Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン	112-90-3
7	オクタン-1-アミン	111-86-4
8	カリウム=ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホナート	2795-39-3
9	3-クロロアニリン	108-42-9
10	1-クロロ-2-(2-クロロエトキシ)エタン	111-44-4
11	1-クロロ-4-ニトロベンゼン	100-00-5
12	(2R)-2-(クロロメチル)オキシラン	51594-55-9
13	(2S)-2-(クロロメチル)オキシラン	67843-74-7
14	三塩化鉄(Ⅲ)	7705-08-0
15	酸化コバルト(Ⅱ)	1307-96-6
16	三弗化アルミニウム	7784-18-1
17	2,4-ジイソシアナトトルエン及び2,6-ジイソシアナトトルエンの混合物	584-84-9及び691-08-7
18	1,3-ジイソシアナト-2-メチルベンゼン	91-08-7
19	2,4-ジクロロフェノール	120-83-2
20	ジフェニルアミン	122-39-4
21	ジブチル(ジクロロ)スタナン	683-18-1
22	ジブチルスタナンジリウム=ジドデカノアート	77-58-7
23	2,4-ジメチルフェノール	105-67-9
24	2,6-ジメチルフェノール	576-26-1

25	3,5-ジメチルフェノール	108-68-9
26	テレフタル酸クロライド	100-20-9
27	ドデシルベンゼンスルホン酸	27176-87-0
28	ノニルフェノール	25154-52-3
29	ビス(4-イソシアナトフェニル)メタン	101-68-8
30	1-ピニル-2-ピロリドン	88-12-0
31	ピベラジン	110-85-0
32	4-(ブタン-2-イル)フェノール	99-71-8
33	弗化アンモニウム	12125-01-8
34	弗化ナトリウム	7681-49-4
35	2-フリルメタノール	98-00-0
36	2-フルアルデヒド	98-01-1
37	ベンゾイル=クロロド	98-88-4
38	メタンスルホン酸	75-75-2
39	メチルシクロヘキサ-1(2,3又は4)-エン-1,2-ジカルボン酸無水物	11070-44-3
40	硫化水素ナトリウム	16721-80-5
41	硫化ニナトリウム	1313-82-2

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000484971.pdf>

該当物質の原材料等含有の有無調査実施が望ましいが、**困難な面もある。**

- ・ 物質数の多さ
- ・ この段階ではSDS未表示物質
- ・ 上流側にも通知義務が無い

平成31年度以降の毒物劇物候補物質について

以下の両条件に該当する物質で、毒物劇物部会で審査したものを除く。

1. GHS分類において、健康に対する有害性が区分1～3
2. 危険物輸送に関する国連勧告において、毒物又は腐食性物質

No.	物質名	CAS No.
1	1-アミノプロパン-2-オール	78-96-6
2	3-アミノプロパン-1-オール	156-87-6
3	2-イソブトキシエタノール	4439-24-1
4	エチルシラントリイル=トリアセタート	17689-77-9
5	オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート	106-91-2
6	(9Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン	112-90-3
7	オクタン-1-アミン	111-86-4
8	カリウム=ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホナート	2795-39-3
9	3-クロロアニリン	108-42-9
10	1-クロロ-2-(2-クロロエトキシ)エタン	111-44-4
11	1-クロロ-4-ニトロベンゼン	100-00-5
12	(2R)-2-(クロロメチル)オキシラン	51594-55-9
13	(2S)-2-(クロロメチル)オキシラン	67843-74-7
14	三塩化鉄(III)	7705-08-0
15	酸化コバルト(II)	1307-96-6
16	ふつ 三弗化アルミニウム	7784-18-1
17	2,4-ジイソシアナトトルエン及び2,6-ジイソシアナトトルエンの混合物	584-84-9及び 91-08-7
18	1,3-ジイソシアナト-2-メチルベンゼン	91-08-7
19	2,4-ジクロロフェノール	120-83-2
20	ジフェニルアミン	122-39-4
21	ジブチル(ジクロロ)スタンナン	683-18-1
22	ジブチルスタンナンジイリウム=ジドデカノアート	77-58-7

No.	物質名	CAS No.
23	2,4-ジメチルフェノール	105-67-9
24	2,6-ジメチルフェノール	576-26-1
25	3,5-ジメチルフェノール	108-68-9
26	テレフタル酸クロライド	100-20-9
27	ドデシルベンゼンスルホン酸	27176-87-0
28	ノニルフェノール	25154-52-3
29	ビス(4-イソシアナトフェニル)メタン	101-68-8
30	1-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0
31	ピペラジン	110-85-0
32	4-(ブタン-2-イル)フェノール	99-71-8
33	ふつ 弗化アンモニウム	12125-01-8
34	ふつ 弗化ナトリウム	7681-49-4
35	2-フリルメタノール	98-00-0
36	2-フルアルデヒド	98-01-1
37	ベンゾイル=クロリド	98-88-4
38	メタンスルホン酸	75-75-2
39	メチルシクロヘキサ-1(2,3又は4)-エン-1,2-ジカルボン酸無水物	11070-44-3
40	硫化水素ナトリウム	16721-80-5
41	硫化二ナトリウム	1313-82-2

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000484971.pdf>

毒物劇物部会

(前年度)2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

毒物劇物調査会(審議)

年1~数回開催
非公開

約1ヶ月以内

通知

*非公開の理由：企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益を与えるおそれがあるため非公開とする。

XX年度第X回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会
毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果
及び審議物質の製剤除外等の申請について

製剤の毒物・劇物からの除外を希望する事業者は、
「**毒物劇物指定見直し製剤除外申出書**」を厚労省・
化学物質安全対策室に提出。
(**申出書期限：通知から約1ヶ月**)

通知が出た時点での対応が毒物劇物取締法対応で最も重要

平成30年度(2018年度)の例 毒物劇物調査会の開催および除外申請期限

第×回	開催日	通知日 (業審発)	主な物質* (Cas No.) *日塗工ガイドブック収載物質	申出書提出期限
第1回	平成30年6月26日	平成30年7月30日 (0730第4号)	酸化コバルト(II) (1707-96-6)	平成30年8月31日
			2-フリルメタノール (98-00-0)	
			オキソラン-2-イルメチル=メタクリラート (106-91-2)	
http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300731/20180730_2_tuuti.pdf				
第2回	平成30年12月10日	平成30年12月25日 (1225第1号)	ビス(4-イソシアナトフェニル)メタン (101-68-8)	平成31年1月31日
			ノニルフェノール (25154-52-3)	
			1-ビニルー2-ピロリドン (88-12-0)	
			2,4-ジイソシアナトトルエン 及び2,6-ジイソシアナトトルエンの混合物 (584-84-9及び91-08-7)	
http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H301225/20181225_1_tuuti.pdf				
第3回	平成31年2月25日	平成31年3月6日 (0306第1号)	特に無し	平成31年3月31日
http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H310307/20190307_1_tuuti.pdf				

平成30年度 第1回毒物劇物調査会後の例

薬生薬審発0730第4号
平成30年7月30日

各 { 都道府県 }
保健所設置市 } 衛生主管部(局)長 殿
特別区 }

H30/7/30発行

約1ヶ月

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
(公印省略)

約1ヶ月

平成30年度第1回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会
毒物劇物調査会審議結果及び審議物質の製剤除外等の申請について

薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会(以下「毒物劇物調査会」という。)に対する、毒物又は劇物の指定及び除外の審議申請手続きについては、「毒物又は劇物の指定及び除外の審議申請について」(薬生薬審発0730第1号、医薬品審査管理課長通知。以下「審議申請通知」という。)により通知したところです。今般、平成30年6月26日に実施された毒物劇物調査会の審議結果を踏まえ、審議申請の具体的な手続き等については、下記によることとしましたので、御了知の上、貴管下関係団体等に対し情報周知方御配慮願います。

なお、同旨の通知を、別紙のとおり、関係団体等の長宛てに発出しています。

記

1. 平成30年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会の審議結果等については、以下のとおりである。

物質名称	CAS No.	指定根拠とした毒性試験項目	判定結果
酸化コバルト(II)	1307-96-6	急性吸入毒性(ダスト)	毒物
2-フルルメタノール	98-00-0	急性吸入毒性(蒸気)	毒物
オキシラン-2-イルメチル=メタクリレート	106-91-2	急性経皮毒性、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
2,6-ジメチルフェノール	576-26-1	皮膚に対する腐食性(情報不足とされた毒性試験)	劇物

		項目:急性経皮毒性、急性吸入毒性)	
3,5-ジメチルフェノール	108-68-9	皮膚に対する腐食性(情報不足とされた毒性試験項目:急性吸入毒性)	劇物
臭化ナトリウム	7681-49-4	急性経口毒性(情報不足とされた毒性試験項目:急性吸入毒性)	劇物
メタンスルホン酸	75-75-2	皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷	劇物
硫化水素ナトリウム	16721-80-5	急性経口毒性、皮膚に対する腐食性、眼等の粘膜に対する重篤な損傷(情報不足とされた毒性試験項目:急性吸入毒性)	劇物
2-フルアルデヒド	98-01-1	急性経口毒性、急性吸入毒性(蒸気又はミスト)	毒物又は劇物*

* 急性吸入毒性に関する情報を精査した上で、再度、毒物劇物調査会にて判断予定。

2. 毒物劇物調査会の審議結果を踏まえた審議物質の指定見直し及び除外の申請について

(1) 毒物劇物指定見直し製剤除外申出書(以下「申出書」という。)
審議結果を踏まえ、当該物質の毒物若しくは劇物の見直し又は当該物質を含有する製剤の毒物若しくは劇物からの除外を希望する場合は申出書(別添様式)に必要な事項を記載し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室(以下「化学物質安全対策室」という。)にメール又はFAXで提出すること。

また、2-フルアルデヒドは、急性吸入毒性に関する情報を精査しているところであるが、毒物劇物の指定見直し又は製剤除外を希望する場合には、同様に申出書を提出すること。

(2) 申出書の提出期限

平成30年8月31日

(3) 審議申請資料の提出

申出書を提出した事業者は、審議申請通知に従い審議申請資料を作成し、化学物質安全対策室に改めて提出すること。

また、除外申請を行う場合には、指定根拠となる毒性試験項目だけでなく、毒物又は劇物に指定に係る調査会での審議において、知見がなく情報不足とされた毒性試験項目等についても、別途有害性情報調査等を実施し、原体での試験結果を併せて製剤除外に足る毒性試験結果を提示すること。

(4) 審議申請資料の提出期限及び提出部数

平成31年7月31日までに、審議申請通知に示した審議申請資料及び添付資料をそれぞれ1部ずつ化学物質安全対策室に提出すること。当室で提

除外申請について

申出期限
H30/8/31

審議申請資料・添付資料の提出期限
H31(R1)/7/31

毒物劇物調査会
H30/6/26実施

調査会審議結果

毒物劇物部会

(前年度)2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

毒物劇物調査会(審議)

年1~数回開催
非公開

*非公開の理由：企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益を与えるおそれがあるため非公開とする。

約1ヶ月以内

通知

XX年度第X回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会
毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果
及び審議物質の製剤除外等の申請について

製剤の毒物・劇物からの除外を希望する事業者は、
「**毒物劇物指定見直し製剤除外申出書**」を厚労省・
化学物質安全対策室に提出。
(**申出書期限：通知から約1ヶ月**)

審議申請資料作成
有害性情報調査

(上記申出書期限から
6~11ヶ月間*)
*2018年度実績

審議申請資料
添付書類) 提出

通知が出た時点での対応が毒物劇物取締法対応で最も重要

有害性評価に関する問題点－試験機関

化学物質の安全性評価受託機関

- ・ 安全性試験受託研究機関協議会HP (<http://www.jacl.jp/menu01.html>) によれば、国内の安全性試験受託機関は19社・団体。
- ・ その内、農薬や医薬品以外の化学物質についての毒性試験(経口、経皮、吸入、皮膚腐食性、眼刺激性)を全て実施可能な機関は5社(日塗工調べ)のみ。その中で3社はその一部を海外機関への委託試験となっている。
(特に吸入試験実施可能な機関は少ない。)
- ・ この様な状況では、試験の委託が数少ない機関に集中し、申出後6～11ヶ月間での有害性評価は困難であり、実際はそれ以上の期間を要している。

有害性評価に関する問題点－試験費用

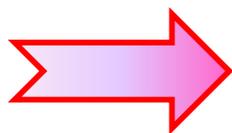
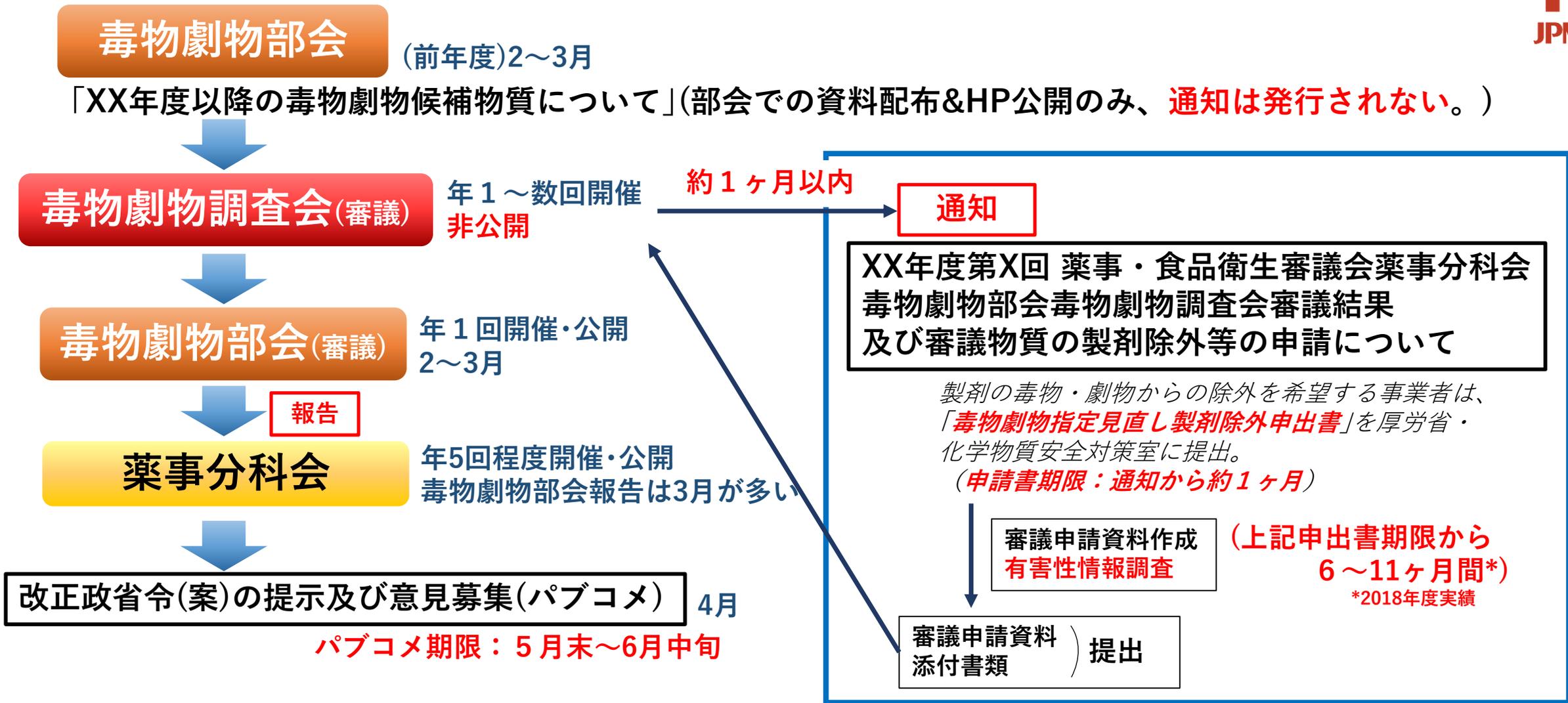
1) 急性毒性

経口		約100万円
経皮		約100万円
吸入	ガス	約400万円
	蒸気	約400万円
	粉塵・ミスト	約500万円

2) 刺激性

皮膚に対する腐食性	約100万円
眼等の粘膜に対する重篤な損傷	約100万円

上記は1試験体に掛かる大凡の費用であり、試験機関、試験水準数などで大きく変動する可能性があります。



このパブコメ募集時点で初めて認識した場合、以降の政省令(案)変更は極めて困難

パブコメ募集

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案） について（概要）」に関するご意見の募集について

平成31年4月19日発行

平成31年4月19日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

今般、別紙のとおり、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）を検討しております。つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

パブコメ募集期間
H31 4/29～5/18

1. 募集期間

平成31年4月19日（金）～平成31年5月18日（土）必着
（郵送の場合は、同日必着。）

2. 御意見の募集対象

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」について（概要）」

3. 御意見の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室宛て

* 封筒に「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）に関する意見」と朱書きし
てください。

（3）ファクシミリの場合

FAX番号：03-3593-8913

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室宛て

* 表題に「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）に関する意見」と明記して
ください。

【別紙】

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法第2条第1項及び同条第2項において、法別表第一及び別表第一及び別表第二以外のものをいうと規定し、法別表第一及び別表第二に掲げる物のほか、政令で定めるものと規定している。
- 劇物の指定等に係る薬事・食品衛生審議会答申（平成31年3月）を劇物に追加するとともに、3物質を劇物から除外するため、年政令第2号。以下「令」という。）について、所要の改正を行

2. 改正の概要（全て令第2条関係）

- （1）次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。
 - 1）三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤 【CAS番号 7446-10-9】
 - 2）シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤 【CAS番号 85-43-8】
 - 3）ジデシル（ジメチル）アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤（ジメチル）アンモニウムクロリド0.4%以下を含有する製剤 【CAS番号 173-51-5】
 - 4）2-（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤（ジメチルアミノ）エタノール3.1%以下を含有するものを除く。 【CAS番号 109-52-4】
 - 5）トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤 【CAS番号 107-92-6】
 - 6）ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸1-ノールエステル及びこれを含有する製剤を除く。 【CAS番号 142-62-1】
 - 7）ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸1-ノールエステル及びこれを含有する製剤を除く。 【CAS番号 111-14-8】
 - 8）ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸1-ノールエステル及びこれを含有する製剤を除く。 【CAS番号 109-52-4】
 - 9）酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、酪酸3%以下を含有する製剤を除く。 【CAS番号 107-92-6】
- （2）次に掲げる物について、既に有機シアン化合物及びこれを含有する「劇物」から除外する。
 - 4-（2, 2-ジシアノエテン-1-イル）フェニル=2, 2-ビス（2-シアノエチル）エタン及びこれを含有する製剤 【CAS番号 126-01-8】
- （3）次に掲げる物について、既に2-（ジメチルアミノ）エチル=2-（ジメチルアミノ）エチルを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

- 2-（ジメチルアミノ）エチル=メタクリレート6.4%以下を含有する製剤 【CAS番号 2867-47-2】

- （4）次に掲げる物について、既に水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外する。

- 水酸化リチウム-水和物0.3%以下を含有する製剤

公布:6月下旬予定
施行:7月1日

3. 公布日等

公布日：平成31年6月下旬（予定）
施行期日：平成31年7月1日

※ 2.（2）から（4）については公布の日。

4. 経過措置

- （1）本政令の施行の際、新たに劇物に指定した物を、現に製造・販売等している者については、劇物の製造業、輸入業又は販売業に係る法第3条、第7条及び第9条の規定は、平成31年9月30日（公布の日から3か月後）までの間は、適用しないものとする。
- （2）本政令の施行の際、新たに劇物に指定した物のうち、現に存するものについては、劇物に係る法第12条第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の必要事項の表示の規定は、平成31年9月30日（公布の日から3か月後）までの間は、適用しないものとする。

毒物劇物部会

(前年度)2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

毒物劇物調査会(審議)

年1~数回開催
非公開

約1ヶ月以内

通知

XX年度第X回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会
毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果
及び審議物質の製剤除外等の申請について

製剤の毒物・劇物からの除外を希望する事業者は、
「**毒物劇物指定見直し製剤除外申出書**」を厚労省・
化学物質安全対策室に提出。
(**申請書期限：通知から約1ヶ月**)

毒物劇物部会(審議)

年1回開催・公開
2~3月

報告

薬事分科会

年5回程度開催・公開
毒物劇物部会報告は3月が多い

審議申請資料作成
有害性情報調査

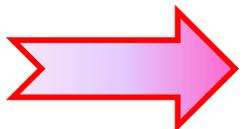
(上記申出書期限から
6~11ヶ月間*)
*2018年度実績

審議申請資料
添付書類) 提出

改正政省令(案)の提示及び意見募集(パブコメ) 4月

パブコメ期限：5月末~6月中旬

閣議決定後、公布(6月)・施行(7月)



公布~施行までの期間は極めて短い

「毒物及び劇物指定令の一部を改正等について（通知）」

薬生発0619第1号
令和元年6月19日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

令和元年6月19日発行(公布)

主務省医薬・生活衛生局長
公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号。以下「改正政令」という。）が令和元年6月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学製品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

- (1) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 7446-70-0)
- (2) シクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 85-43-8)
- (3) ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド0.4%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 7173-51-5)
- (4) 2-（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-（ジメチルアミノ）エタノール3.1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 108-01-0)
- (5) トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 98-13-5)

- (6) ヘキサン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサン酸1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 142-62-1)
- (7) ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 111-14-8)
- (8) ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸1%以下を含有するものを除く。
(CAS No. : 109-52-4)

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

- (1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-（2, 2-ジシアノエテン-1-イル）フェニル=2, 4, 5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤
(CAS No. : 126980-24-3)
- (2) 2-（ジメチルアミノ）エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤のうち、2-（ジメチルアミノ）エチル=メタクリレート6.4%以下を含有する製剤
(CAS No. : 2867-47-2)
- (3) 水酸化リチウム-水合物及びこれを含有する製剤のうち、水酸化リチウム-水合物0.3%以下を含有する製剤
(CAS No. : 1310-66-3)

3 施行期日

令和元年7月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和元年7月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和元年9月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和元年9月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物

の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料30 平成30年度第2回毒物劇物部会について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000497412.pdf>

実施期日(施行)：令和元年7月1日

毒物劇物部会

(前年度)2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

毒物劇物調査会(審議)

年1~数回開催
非公開

約1ヶ月以内

通知

XX年度第X回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会
毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果
及び審議物質の製剤除外等の申請について

製剤の毒物・劇物からの除外を希望する事業者は、
「**毒物劇物指定見直し製剤除外申出書**」を厚労省・
化学物質安全対策室に提出。
(**申請書期限：通知から約1ヶ月**)

審議申請資料作成
有害性情報調査

(上記申出書期限から
6~11ヶ月間*)
*2018年度実績

審議申請資料
添付書類) 提出

毒物劇物部会(審議)

年1回開催・公開
2~3月

報告

薬事分科会

年5回程度開催・公開
毒物劇物部会報告は3月が多い

改正政省令(案)の提示及び意見募集(パブコメ)

4月

パブコメ期限：5月末~6月中旬

閣議決定後、公布(6月)・施行(7月)

この間約2~4年

注意：上記はあくまでも大まかな流れを示したものであり、過去には年2回の毒物・劇物指定の例がある。

6. 毒物・劇物に関する問題点整理

問題点

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」の候補物質全てへの準備

- ・この段階ではSDS未記載物質もあり、候補物質数も増加し、省庁からの通知では無い為、全物質についてサプライチェーン上流への調査が困難。

「薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果及び審議物質の製剤除外等の申請について」への対応

- ・調査会審議結果を初めて認識する通知であり、サプライチェーン調査はここからとなるケースが多い。
- ・除外申出書の提出期限が1ヶ月と短く、業界団体での取纏め調整が困難。
⇒個社対応では費用面の負担大。
- ・有害性評価機関への依頼集中により、有害性調査を含めた期間では対応困難。

改正政省令～公布～施行

- ・周知期間が短く、猶予期間の設定も無い為、サプライチェーンに行き渡らず、突然のSDS変更が発生する。

必要な対応

- ・候補物質段階での原料情報収集
- ・製品への影響度調査、ケーススタディ
- ・候補物質一覧表の提示方法改善
- ・同一覧表の通知化

- ・審議物質についての原料調査
- ・製品への影響度判断
- ・製品配合変更検討
- ・除外申出の実施に向けての調査
- ・除外申出に必要な費用見積もり
- ・業界団体での個社情報収集と除外申出判断
- ・申出書提出後の有害性評価に向けての調査
- ・有害性評価の纏め
- ・除外申出書の提出期限延長
- ・有害性評価機関の増強
- ・審議申請資料期限の延長

- ・原料、製品貯蔵庫の改修
- ・必要に応じて営業者登録
- ・ユーザー等への周知・告知
- ・周知期間の設定
- ・猶予期間の設定

7. 毒物・劇物指定に対する日塗工の対応①

毒物劇物部会

2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

毒物劇物調査会(審議)

年1~3回開催
非公開

1. 候補物質資料公開のアナウンス New
2. 候補物質一覧表の作成と日塗工HP内の
会員ページに掲載
3. 毒物劇物調査会の審議結果を順次、
候補物質一覧表に反映 New

毒物劇物部会(審議)

年1回開催・公開
2~3月

報告

薬事分科会

年5回程度開催・公開
毒物劇物部会報告は3月が多い

改正政省令(案)の提示及び意見募集(パブコメ)

4月

パブコメ期限：5月末~6月中旬

閣議決定後、公布(6月)・施行(7月)

注意：上記はあくまでも大まかな流れを示したものであり、過去には年2回の毒物・劇物指定の例がある。

のセルは塗料用GHSガイドブックで記載されている物質（塗料の原料として）

No.	物質名	別名（例）	CAS No.	化管法	安衛法	平成24年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	PRTR取扱量 (トン) 2017年度
1	1-アミノプロパン-2-オール	イソプロパノールアミン	78-96-6	—	—		調査会で劇物と判定 除外申請開始 (申請終了)				
2	3-アミノプロパン-2-オール	・3-アミノプロピルアルコール ・3-ヒドロキシプロピルアミン	156-87-6	—	—					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	
3	2-イソプトキシエタノール	・イソプチルグリコール ・エチレン ^o リコールイソ ^o チルエーテル ・エクタソルブE I B ・イソプチルセロソルブ	4439-24-1	—	—				指定候補に初掲載 (H30.2.14)	調査会で劇物と判定 除外申請開始 (H31.1.31 ^o 切)	
4	エチルシラントリイル=トリアセタート	エチルトリアセトキシシラン	17689-77-9	—	—					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	
5	オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート	・メタクリル酸エポ ^o キシ ^o ロパ ^o ン ・メタクリル酸グリシジル	106-91-2	417	—		指定候補に初掲載 (H28.3.1)			調査会で劇物と判定 除外申請開始 (H30.8.31 ^o 切)	795
6	(9Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン	オレイルアミン	112-90-3	—	—					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	
7	オクタン-1-アミン	1-オクタンアミン カプリルアミン	111-86-4	—	—					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	
8	カリウム=ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホナート	ペ ^o フルオロオクタン ^o スルホン酸カリウム	2795-39-3	—	—					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	
9	3-クロロアニリン	m-クロロアニリン	108-42-9	89	—					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	0
10	1-クロロ-2-(2-クロロエトキシ)エタン	・ビス(2-クロロエチル)エーテル ・2,2'-ジ ^o クロロジ ^o エチルエーテル	111-44-4	—	453					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	
11	1-クロロ-4-ニトロベンゼン	p-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	314	445					指定候補に初掲載 (H30.9.14)	0
12	(2R)-2-(クロロメチル)オキシシラン	・(R)-1-クロロ-2,3-エポ ^o キシ ^o ロパ ^o ン ・(R)-エビ ^o クロロヒト ^o リン	51594-55-9	(65)	(87)				指定候補に初掲載 (H30.2.14)	調査会で劇物と判定 除外申請開始 (H31.1.31 ^o 切)	0
13	(2S)-2-(クロロメチル)オキシシラン	・(S)-1-クロロ-2,3-エポ ^o キシ ^o ロパ ^o ン ・(S)-エビ ^o クロロヒト ^o リン	67843-74-7	(65)	(87)					調査会で劇物と判定 除外申請開始 (H31.1.31 ^o 切)	0
14	三酸化鉄(Ⅲ)	・塩化第二鉄 ・塩化鉄(Ⅲ) ・三塩化鉄	7705-08-0	71	352		指定候補に初掲載 (H28.3.1)			現時点で調査会の審議未了	14
15	酸化コバルト(Ⅱ)	・ジ ^o フ ^o チルス ^o ジ ^o クロリト ^o ・ジ ^o フ ^o タン ^o -1-イル(ジ ^o クロロ)スタンナ ^o ン ・ジ ^o フ ^o チル二塩化ス ^o	1307-96-6	(132)	(172)		指定候補に初掲載 (H28.3.1)			調査会で劇物と判定 除外申請開始 (H30.8.31 ^o 切)	52
16	三フッ化アルミニウム	フッ化アルミニウム	7784-18-1	—	197-2				指定候補に初掲載 (H30.2.14)	現時点で調査会の審議未了	

7. 毒物・劇物指定に対する日塗工の対応②

毒物劇物部会

2~3月

「XX年度以降の毒物劇物候補物質について」(部会での資料配布&HP公開のみ、**通知は発行されない。**)

毒物劇物調査会(審議)

年1~3回開催
非公開

約1ヶ月以内

通知

XX年度第X回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会
毒物劇物部会毒物劇物調査会審議結果
及び審議物質の製剤除外等の申請について

毒物劇物部会(審議)

年1回開催・公開
2~3月

報告

薬事分科会

年5回程度開催・公開
毒物劇物部会報告は3月が多い

New

1. 会員企業への製剤除外申請意志調査と申請必要濃度の調整
2. 必要なら日塗工が除外申出書提出
3. 有害性情報調査(費用負担は日塗工と申出会員企業(複数)で配分)
4. 審議申請資料・添付資料の提出

改正政省令(案)の提示及び意見募集(パブコメ)

4月

パブコメ期限: 5月末~6月中旬

閣議決定後、公布(6月)・施行(7月)

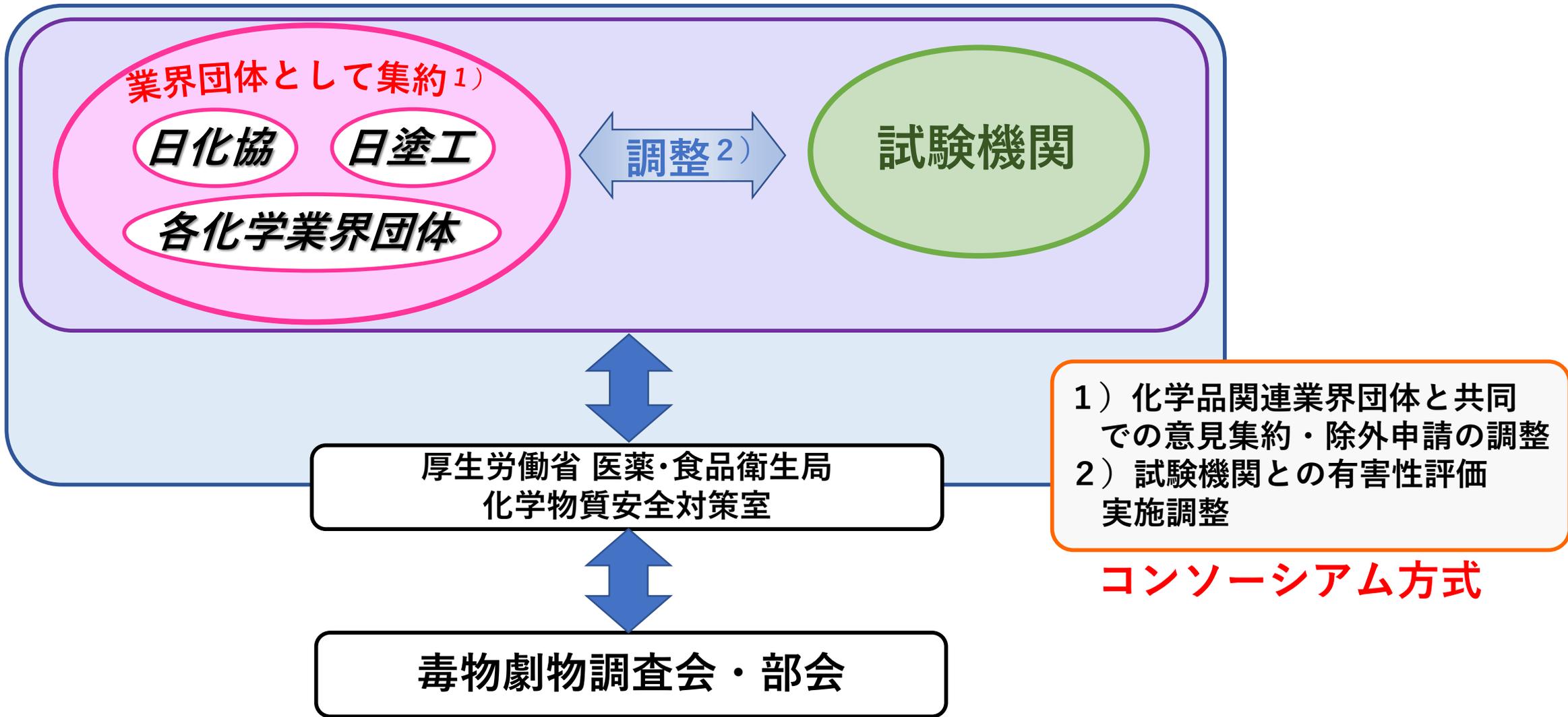
注意: 上記はあくまでも大まかな流れを示したものであり、過去には年2回の毒物・劇物指定の例がある。

8. まとめ

今回の報告のまとめ

- ・ 毒物及び劇物取締法の(新規)指定物質数は増加しており、塗料業界への影響度も増加している。
- ・ 毒物・劇物に指定される流れについて解説した。
- ・ 毒物劇物指定の流れの中で、最も注視するべきは毒物劇物調査会開催後に発行される通知であり、除外申請の手続きが必要なら速やかなレスポンスが必要。
- ・ 日本塗料工業会では、候補物質の一覧とその審議状況を一覧表にまとめ、HPで公開を開始した。
- ・ 除外申請については塗料製造業団体として「意見集約～申出書提出～有害性情報取得～資料提出」の一連の流れを実施するべく、活動を開始している。
- ・ 関係省庁に対し、同法の運用に関する業界の要望等を引き続き提示していく。

今後の業界として考えるべきこと(私見)



厚生労働省 医薬・生活衛生局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室

- ・ **毒物及び劇物の取締りに関すること。**
- ・ 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息等に支障を及ぼすおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取り扱いの規制に関すること。
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- ・ ダイオキシン類の耐容1日摂取量に関すること。

(直通) 03-3595-2298

(内線) 2425

(FAX) 03-3593-8913

(一社) 日本塗料工業会
製品安全部

以下、資料編

毒物劇物取締法 別表第一 (毒物)

劇物は <http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/beppyo2.pdf>
<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dai2-geki.pdf> 参照



1	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)
2	黄燐
3	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
4	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
5	クラール
6	四アルキル鉛
7	シアン化水素
8	シアン化ナトリウム
9	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
10	ジニトロクレゾール
11	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール
12	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
13	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト
14	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)
15	水銀
16	セレン
17	チオセミカルバジド
18	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)
19	ニコチン
20	ニツケルカルボニル
21	砒素
22	弗化水素
23	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)
24	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
25	モノフルオール酢酸
26	モノフルオール酢酸アミド
27	硫化燐
28	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤 その他の毒性を有する物であって政令で定めるもの

→ 次頁以降

毒物及び劇物指定令

(毒物)

第一条

毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第1第28号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

1	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム0.1%以下を含有するものを除く。
1の2	亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
1の3	亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
1の4	アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン1.8%以下を含有するものを除く。
1の5	3-アミノ-1-プロペン及びこれを含有する製剤
1の6	アリルアルコール及びこれを含有する製剤
1の7	アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。
1の8	5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
1の9	O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。
1の10	O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート5%以下を含有するものを除く。
2	エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名EPN)を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト1.5%以下を含有するものを除く。
2の2	N-エチル-メチル-(2-クロル-4-メチルメルカプトフェニル)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
2の3	塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
2の4	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
3	黄燐を含有する製剤
4	オクタクロルテトラヒドメタノフタランを含有する製剤
5	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シュラーダン)を含有する製剤
5の2	オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
6	クラーレを含有する製剤

6の2	クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
6の3	クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
6の4	クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
6の5	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
6の6	クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
6の7	2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤
6の8	3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤
6の9	(クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
6の10	五塩化リン及びこれを含有する製剤
6の11	三塩化硼素及びこれを含有する製剤
6の12	三塩化リン及びこれを含有する製剤
6の13	三弗化硼素及びこれを含有する製剤
6の14	三弗化リン及びこれを含有する製剤
6の15	ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
7	四アルキル鉛を含有する製剤
	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ、紺青及びこれを含有する製剤
	ロ、フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
8	ハ、フェロシアン塩及びこれを含有する製剤
9	ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。
9の2	ジエチル-S-(2-クロル-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
9の3	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。
9の4	ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
10	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)を含有する製剤
10の2	ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
10の3	1,3-ジクロロプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤
10の4	(ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
10の5	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。

11	ジニトロクレゾールを含有する製剤
12	ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
12の2	ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
13	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノールを含有する製剤。ただし、2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール2%以下を含有するものを除く。
13の2	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン0.005%以下を含有するものを除く。
13の3	四弗化硫黄及びこれを含有する製剤
13の4	ジボラン及びこれを含有する製剤
13の5	ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト4%以下を含有するものを除く。
14	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)を含有する製剤
15	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤
15の2	1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキソド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
16	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)を含有する製剤
16の2	1,1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
16の3	2,2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤
16の4	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート5%以下を含有するものを除く。
17	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ、アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
	ロ、塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ハ、オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
	ニ、酸化水銀5%以下を含有する製剤
	ホ、沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ヘ、雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤
ト、硫化第二水銀及びこれを含有する製剤	
17の2	ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
18	セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ、亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤
	ロ、亜セレン酸ナトリウム0.00011%以下を含有する製剤
	ハ、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤
	ニ、ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
	ホ、セレン酸ナトリウム0.00012%以下を含有する製剤

19	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)を含有する製剤
19の2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルドリン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有するものを除く。
19の3	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキッド及びこれを含有する製剤
19の4	1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、1-ドデシルグアニジニウム=アセタート65%以下を含有するものを除く。
19の5	(トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
19の6	トリブチルアミン及びこれを含有する製剤。
19の7	ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして10%以下を含有するものを除く。
20	ニコチンを含有する製剤
21	ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
22	ニッケルカルボニルを含有する製剤
22の2	ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤
22の3	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート10%以下を含有するものを除く。
23	砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ、ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤
	ロ、砒化インジウム及びこれを含有する製剤
	ハ、砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
	ニ、メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
23	ホ、メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
23の2	ヒドラジン
23の3	2-ヒドロキシエチル=アクリラート及びこれを含有する製剤
23の4	2-ヒドロキシプロピル=アクリラート及びこれを含有する製剤
23の5	ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート5%以下を含有するものを除く。
24	弗化水素を含有する製剤
24の2	弗化スルフリル及びこれを含有する製剤
24の3	フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
24の4	1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

	7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン、7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として7.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を除く。
24の5	
24の6	ブromo酢酸エチル及びこれを含有する製剤
24の7	ヘキサキス(β・β-ジメチルフェネチル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤
25	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロインドンジメタノナフタリン(別名エンドリン)を含有する製剤
26	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイトを含有する製剤
26の2	ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
26の3	ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
26の4	ホスゲン及びこれを含有する製剤
26の5	メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤
26の6	メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト1.5%以下を含有するものを除く。
26の7	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオキサミド0.8%以下を含有するものを除く。
26の8	メチルホスホン酸ジクロリド
26の9	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-チオアセトイミド(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。ただし、S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-チオアセトイミド45%以下を含有するものを除く。
26の10	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤
26の11	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有するものを除く。
26の12	2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。
27	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
28	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
29	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
30	燐化水素及びこれを含有する製剤
31	六弗化タングステン及びこれを含有する製剤